

分譲マンションの適切な維持管理を支援します！

尼崎市 分譲マンション アドバイザー派遣事業

マンション管理組合の こんな悩みにお答えします！

- ・管理規約を見直したい！
- ・修繕積立金ってどうやって決めるの？
- ・総会の進め方は？
- ・長期修繕計画ってどうやって作るの？
- ・大規模修繕工事のときって、管理組合は何をすればいいの？
etc...



事業概要

- 派遣対象
尼崎市内の分譲マンションの管理組合等
- 派遣アドバイザー
マンション管理士・一級建築士などの専門資格者
- 派遣人数
1回の派遣につき1名（相談内容によっては2名まで）
- 派遣時間・回数
1回2時間以内で年度内5回まで
- 申請期間
令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）
- 派遣費用
無料

お問合せ先

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市都市整備局住宅部 住宅政策課

Tel：06-6489-6608 Fax：06-6489-6597

E-mail：ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

※お申込み方法など詳細は裏面をご覧ください。

尼崎市分譲マンションアドバイザー派遣事業について

※申し込まれる際は、事前に住宅政策課までご連絡ください。

先着順で実施し、予算が無くなり次第受付を終了します。

派遣までの流れ

- ① 派遣希望日の1ヶ月前までに「アドバイザー派遣申請書」を郵送または持参してください。（管理組合が組織化されていない場合は「同意書」もあわせてご提出ください。）市が申請内容を審査し、派遣の決定を行います。
※制度の詳細については、市ホームページをご覧ください。住宅政策課へお問い合わせください。
- ② アドバイザーから直接ご連絡し、派遣日時・場所などの調整をさせていただきます。
- ③ 市から「アドバイザー派遣決定通知書」を送付します。
- ④ アドバイザーが現地へ伺い、勉強会等で助言や情報提供を行います。
※管理規約、使用細則、管理委託契約書、建物図面等の相談や勉強会等の内容に関する書類があればご用意ください。
- ⑤ 派遣完了後、「アドバイザー派遣結果報告書（管理組合等用）」を住宅政策課まで郵送または持参してください。

相談できる内容

- 管理組合の設立・運営・管理規約等に関すること
- 管理費及び修繕積立金等の財務に関すること
- マンションの管理に係る契約に関すること
- 長期修繕計画の作成・見直しに関すること
- 大規模修繕工事計画の作成・見直しに関すること
- マンションの改修・耐震性の向上に関すること
- マンションの建替えに関すること など

相談できない内容

- 測定器等を使用したマンションの精密測定・詳細調査・劣化診断に関すること
- 長期修繕計画を策定すること
- 大規模修繕工事の業務内容を検討すること
- マンションの設計・工事・維持管理の業務の受発注、見積等の比較、業者の紹介・業者の選定に関すること
- 居住者間・居住者と近隣住民との間の紛争の解決及び権利調整に関すること
- マンションの瑕疵についての判断に関すること など

その他

アドバイザーは、管理組合等が意思決定を行うための助言を行うものであり、管理組合の意思決定に基づいて生じた結果について責任を負うものではありません。